

がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所の指定について

【概要】

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づくがん情報の届出は、病院及び指定された診療所が行うこととされており、当該診療所については、その開設者の申請に応じ、同条第 2 項に基づき、都道府県知事が指定することとされております。

京都府においては、下記のとおり当該指定を行いますので、御協力いただける診療所につきましては、所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

【指定の取扱い】

- 指定は、前年の期日までに申請のあった診療所について、各年 1 月 1 日付けでまとめて行うこととし、年途中の指定は行いません。指定した場合には、各年 1 月 1 日付けで指定した旨を通知します。
- 指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は京都府知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとし、ます。
- 指定を受けた診療所において届出義務の発生する対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とします。
- 指定を受けていない診療所からの届出は受理しないものとし、法第 14 条に基づく死亡者新規がん情報に係る調査についても対象外とします。

【指定申請手続き等】

- 指定を受けようとする診療所は、届出を開始しようとする前年の 11 月末日までに、京都府へ申請書（第 1 号様式）を提出してください。

※ただし、平成 28 年の届出に係る申請は、平成 27 年 12 月 25 日受理分まで可とします。

- 指定内容に変更が生じた場合及び指定を辞退する場合は、京都府へ届出書（第 2 号様式又は第 3 号様式）を提出してください。

- がん情報の届出は、法及び届出マニュアル等に従い行っていただきます。
申請様式及び届出マニュアル等は府ホームページからダウンロード可能です。
(<http://www.pref.kyoto.jp/gan/gantouroku.html>)

【お問い合わせ／申請書の提出先】

〒602-8570 京都府健康福祉部健康対策課がん対策担当

TEL：075-4414-4766 / E-mail：kentai@pref.kyoto.lg.jp

※がん登録情報の届出先とは異なりますので御注意ください。